建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成23年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　池永　辰雄　一級建築士　第132670号
３　処分の内容　免許取消
４　処分の原因となった事実　神奈川県内の共同住宅（１物件）について、現況地盤の高さや既存擁壁について現況と異なる設計図書の作成責任者として記名及び押印し、建築基準法第58条に定める高さ制限に適合しているかのような違法な設計を行った。また、同法58条違反があることを知りながら工事を施工した。

また、工事監理を十分に行わず確認申請における設計図書と異なる工事が行われる事態を生じさせた。

さらに、同法第７条の３第６項の規定に違反して、必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事を続行した。また、必要な中間検査合格証の交付を受けずに工事が続行されることを容認した。

さらに、同法第９条第10項の規定に基づく工事施工停止命令を受けながら（平成20年２月28日）、工事を続行した。

さらに、同法第９条第１項の規定に基づく是正措置命令を受けながら（平成20年５月26日）、是正履行期限内に是正しなかった。

さらに、同法第12条第５項に基づく施工状況に関する報告を求められながら（平成21年６月９日）、同報告を怠った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成23年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　塚本　民夫　一級建築士　第136916号
３　処分の内容　業務停止８月
４　処分の原因となった事実　愛知県内の戸建住宅（１物件）について、塚本一級建築士事務所（愛知県）の業務に関し、設計者として、建築基準法第56条の２第１項の規定（日影による中高層の建築物の高さの制限）に違反する設計を行った。

愛知県内の戸建住宅（３物件）について、工事監理者として、建築士法第20条第３項に基づき、工事監理が終了したときは、直ちに工事監理報告書を建築主に提出する義務があったにもかかわらず、これを行わなかった。

同建築士事務所の開設者でありながら、愛知県知事に対し同法第23条の６に基づく設計等の業務に関する報告書の提出を怠った。

同建築士事務所の開設者でありながら、上記愛知県内の戸建住宅（１物件）についての設計業務の契約、並びに上記愛知県内の戸建住宅（３物件）についての設計及び工事監理業務の契約を当該各建築物の建築主と締結するに当たり、建築士法等の一部を改正する法律（平成18年法律第114号）による改正前の建築士法第24条の６に基づく書面の交付を行わず、同法第24条の３に基づく建築士事務所の業務に関する帳簿を備え付け、これを保存することを怠り、同法第24条の５に基づく建築士事務所の業務の実績等を記載した書類を備え置くことを怠った。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成23年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　横山　哲士　一級建築士　第222781号
３　処分の内容　業務停止７月
４　処分の原因となった事実　平成19年４月30日に、㈲横山建築計画研究所（広島県）が一級建築士事務所としての登録期間が満了したにもかかわらず、開設者として、更新の申請を行わず、業として他人の求めに応じ報酬を得て、広島県及び岡山県内の戸建住宅（６物件）について確認申請の代理者として申請代理及び広島県内の敷地（２件）について測量などの敷地調査業務を行った。

また、上記の一級建築士事務所の登録期間が満了していることを知りながら、事務所登録通知書を改ざんし、確認申請の代理者として申請代理を行うため、指定確認検査機関に当該改ざんされた事務所登録通知書を送付した。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成23年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　藤村　亮介　一級建築士　第311543号
３　処分の内容　業務停止３月
４　処分の原因となった事実　滋賀県内の共同住宅（１物件）について、㈱藤村設計事務所（滋賀県）の業務に関し、虚偽の確認済証を作成し、工事施工者に渡した。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成23年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　竹岡　誠二　一級建築士　第239191号
３　処分の内容　業務停止３月
４　処分の原因となった事実　広島県内の共同住宅（１物件）について、旧㈲建築工房ケイ一級建築士事務所（広島県）の業務に関し、確認申請代理者として、虚偽の確認済証を作成し、金融機関の職員に渡した。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成23年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　岸本　浩昭　一級建築士　第278328号
３　処分の内容　業務停止３月
４　処分の原因となった事実　福岡県内の工場（１物件）について、ＫＭ企画工房一級建築士事務所（福岡県）の業務に関し、虚偽の検査済証を作成し、建築主に渡した。

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「建築士法」という。）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年９月 26 日

国土交通大臣　前田　武志

１　処分をした年月日　平成23年８月31日
２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　石井　修二　一級建築士　第129346号
３　処分の内容　業務停止３月
４　処分の原因となった事実　平成21年12月５日に㈲石井生活環境設計室一級建築士事務所（大阪府）が一級建築士事務所としての登録期間が満了したにもかかわらず、開設者として、更新の申請を行わず、業として他人の求めに応じ報酬を得て、大阪府内の戸建住宅（１物件）について設計者及び工事監理者として、設計及び工事監理の業務を行った。

また、上記建築物について、建築士事務所の開設者でありながら、設計及び工事監理の業務の契約を建築主と締結するにあたり、建築士法第24条の７に基づく重要事項の説明等及び同法第24条の８に基づく書面の交付をしなかった。